

## はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、平成 19 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する本府が講じた施策を、平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

平成 19 年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準（環境保全目標）を達成しており、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境基準をほぼ達成していますが、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川の汚濁指標である BOD は、いずれも改善の傾向にあるものの、環境基準を達成できていない地域が残っています。さらに、地球温暖化やヒートアイランド現象への対策や、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが重要な課題となっています。

本府といたしましては、こういった状況に対応するため、平成 19 年度においては、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制の実施、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制、化学物質の適正な管理の促進にかかる事項について生活環境の保全等に関する条例等の改正を行いました。

この他、地球温暖化・ヒートアイランド対策で特に優れた取組みを行ったものへの表彰、自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール 3 % 混合ガソリン（E 3）の普及拡大を図るための実証事業、廃棄物対策としての「第 5 期大阪府分別収集促進計画」の策定など様々な施策を実施しました。

さらに、府は、事業者・消費者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成 19 年度に講じた施策のうち重点分野の取組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額を＜巻末資料＞に一覧表で記載しています。